地第58号
令和７年１月27日

各所属長　殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察交番相談員運用要綱の制定について（通達）

交番相談員については、「岐阜県警察交番相談員運用要綱」（平成20年２月12日付け地第88号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところ、このたび、交番相談員の業務を一部見直すとともに、制服を廃止することとしたため、新たに別添「岐阜県警察交番相談員運用要綱」を制定し、令和７年４月１日から施行することとしたので、適正に運用されたい。

なお、旧要綱は廃止する。

別添

岐阜県警察交番相談員運用要綱

第１　制定の趣旨

この要綱は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第５号。以下「規則」という。）に定める交番相談員の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第２　交番相談員の責務

交番相談員は、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、自らの知識、経験等を生かし、交番を拠点とした地域警察活動のうち、住民に奉仕する活動等に協力し、又は当該活動の援助を行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

第３　交番相談員の身分、任用等

交番相談員の任命、解任、報酬、その他の勤務条件等は、「岐阜県警察会計年度任用職員設置要綱」（令和２年３月30日付け務第287号）の定めるところによる。

第４　交番相談員の職務

交番相談員は、配属先警察署の警察署長（以下「署長」という。）、地域課長、地域係長及び交番所長の指揮監督の下に、次の職務を行う。

(1)　住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
(2)　犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び広報活動
(3)　遺失届及び拾得物の受理等
(4)　被害届の代書及び預かり
(5)　事件又は事故の発生時における警察官等への連絡
(6)　地理案内
(7)　交番前における立番
(8)　交番連絡協議会の運営に関する活動
(9)　通学路等における子どもの見守り等の活動
(10)　その他署長の命ずる事項

第５　活動上の留意事項

規則第30条に定めるもののほか、交番相談員は、その活動を行うに当たり、下記の事項に留意するものとする。

(1)　交番相談員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないようにすること。
(2)　交番相談員は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いること。
(3)　交番相談員は、来訪者に対して親切丁寧に応対する一方、その挙動に常に注意を払うほか、交番内の整理整頓を図ること等により、受傷事故の防止に努めること。

第６　配置

1　署長は、警察本部長が指定する交番ごとの配置人員数に従い、交番相談員を配置するものとする。

2　署長は、交番相談員個々の勤務場所について、「岐阜県警察会計年度任用職員任免手続要綱」（令和２年３月30日付け務第288号）第11条に規定する勤務条件通知書により交番を指定し、同所において職務を行わせるものとする。

3　署長は、必要と認めるときは、一時的に指定した交番以外の交番、駐在所等において職務を行わせることができるものとする。

第７　指揮監督等

1　署長の指揮監督は、交番所長又はこれに代わる者を通じて行うものとする。

2　署長は、交番相談員に対し、その職務に関し必要な各種事務処理要領、各種書類作成要領及び受傷事故防止要領に係る指導教養その他警察本部長が必要と認める指導教養を行うものとする。

第８　その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則（令和７年１月27日付け地第58号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。